【利用者1割・2割・3割負担】

※1単位=10.14円

				施設介護				内 訳				介護職員等		
要介護度	負担割合	月額(30日)	日額 ①+②+③	サービス費①	所定の 基本単位数	看護体制 加算 (I)(Ⅱ)	個別機能 訓練加算 (I)	夜勤職員 配置加算	栄養マネ ジメント 強化加算	日常生活 継続支援 加算	認知症 専門ケア 加算	処遇改善加算	食費 ②	居住費
	1割	¥163,380	¥5,446	¥846										
要介護1	2割	¥188,760	¥6,292	¥1,692	682単位/日									
	3割	¥214,140	¥7,138	¥2,538										
	1割	¥165,540	¥5,518	¥918										
要介護2	2割	¥193,080	¥6,436	¥1,836	753単位/日	-		46単位/日	11単位/日	′日 46単位∕日	単位/日 3単位/日	総単位数 × 14.0%	¥1,600	
	3割	¥220,620	¥7,354	¥2,754										
	1割	¥167,820	¥5,594	¥994										
要介護3	2割	¥197,640	¥6,588	¥1,988	828単位/日	35単位/日	12単位/日							¥3,000
	3割	¥227,460	¥7,582	¥2,982										
	1割	¥170,040	¥5,668	¥1,068										
要介護4	2割	¥202,080	¥6,736	¥2,136	901単位/日									
	3割	¥234,120	¥7,804	¥3,204										
	1割	¥172,170	¥5,739	¥1,139										
要介護5	2割	¥206,340	¥6,878	¥2,278	971単位/日									
	3割	¥240,510	¥8,017	¥3,417										

【介護保険負担限度額認定】

※1単位=10.14円

【が設体	.7「 浸保険員担限及観認定」 ※1単位=10.14円																						
				施設介護				内 訳				介護職員等	A #h										
要介	護度	月額(30日)	日額 ①+②+③	サービス費①	所定の 基本単位数	看護体制 加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	個別機能 訓練加算 (I)	夜勤職員 配置加算	栄養マネ ジメント 強化加算	日常生活 継続支援 加算	認知症 専門ケア 加算	処遇改善加算 (I)	食費 ②	居住費									
	第3段階②	¥107,280	¥3,576										¥1,360	¥1,370									
要介護1	第3段階①	¥85,980	¥2,866	¥846	682単位/日								¥650	¥1,370									
安川渡川	第2段階	¥63,480	¥2,116	∓040	002年世/日								¥390	¥880									
	第1段階	¥60,780	¥2,026										¥300	¥880									
	第3段階②	¥109,440	¥3,648										¥1,360	¥1,370									
要介護2	第3段階①	¥88,140	¥2,938	¥918	753単位/日								¥650	¥1,370									
女川 改2	第2段階	¥65,640	¥2,188	¥310	/33年位/日	/33年位/ 口	/33年位/日	/33年位/日	/33年位/ 口	/33年位/ 口	/33年位/口	/33年位/口	755年位/日	/33年位/口								¥390	¥880
	第1段階	¥62,940	¥2,098										¥300	¥880									
	第3段階②	¥111,720	¥3,724										¥1,360	¥1,370									
要介護3	第3段階①	¥90,420	¥3,014	¥994	020単位 /口	日 35単位 / 日	2/日 12単位/日	46単位/日	I 11単位/日	:/日 46単位/日	立/日 3単位/日	総単位数 × 14%	¥650	¥1,370									
安川暖り	第2段階	¥67,920	¥2,264	∓994	020年世/日	35年位/口							¥390	¥880									
	第1段階	¥65,220	¥2,174										¥300	¥880									
	第3段階②	¥113,940	¥3,798										¥1,360	¥1,370									
要介護4	第3段階①	¥92,640	¥3,088	¥1.068	901単位/日								¥650	¥1,370									
女川 竣4	第2段階	¥70,140	¥2,338	¥1,008	501年位/日								¥390	¥880									
	第1段階	¥67,440	¥2,248										¥300	¥880									
	第3段階②	¥116,070	¥3,869										¥1,360	¥1,370									
要介護5	第3段階①	¥94,770	¥3,159	¥1.139	971単位/日								¥650	¥1,370									
女川成り	第2段階	¥72,270	¥2,409	+1,103	5/1푸뜨/디								¥390	¥880									
	第1段階	¥69,570	¥2,319										¥300	¥880									

◎介護サービスの提供内容に応じて加算される費用

初期加算 30単位/日	経口移行加算 28単位/日	排せつ支援加算 I 10単位/月	生活機能向上連携加算 100単位/月	協力医療機関連携加算(I) 100単位/月
安全対策体制加算 20単位/入居日	経口維持加算 400単位/月	自立支援促進加算 300単位/月	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50単位/月	
外泊時費用 246単位/日	療養食加算 6単位/回	褥瘡マネジメント加算 13単位/月	個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月	※その他、看取り加算などの加算があります。

◎その他の費用

サービスの主な内容	金額	サービスの主な内容	金額
日常生活費·嗜好品等購入費	実費相当額	予防接種料金	利用する医療機関が定めた金額
理美容代	実費相当額	医療費	医療保険制度による自己負担分
個人専用家電製品の電気代	50円×品数×日数	その他(新聞代、クラブ活動費等	実費

【介護保険減額認定要件】

【月暖休陕溉银芯疋安件】		
利用者負担の軽減	対象となる人(世帯全員(別世帯の配偶者・内縁関係も	らむ)が市町村民税非課税世帯)
第3段階②	【所得要件】本人の年金収入額+合計所得金額の合計が120万円超	【資産要件】配偶者 有:1,500万円以下 無:500万円以下
第3段階①	【所得要件】本人の年金収入額+合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	【資産要件】配偶者 有:1,550万円以下 無:550万円以下
第2段階	【所得要件】本人の年金収入額+合計所得金額の合計が80万円以下	【資産要件】配偶者 有:1,650万円以下 無:650万円以下
第1段階	【所得要件】老齢福祉年金受給者、生活保護受給者など	【資産要件】配偶者 有:2,000万円以下 無:1,000万円以下

入所申込書

本 た 大正・昭和 年 月 日(歳) サー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	女日
大 氏名 年 月 日(成) 人 住所 郵便番号(-) 電話番号 () 家族・ 無便番号(-) 持帯番号 ()	
(全 所 電話番号 () 家 族 ・ ・ 郵便番号(-) 携帯番号 ()	日 ——
家 族 氏名 続 柄 生年月日 年 月 *** ・ 部便番号(-) 携帯番号 ())	日
	——————————————————————————————————————
•	
中 電話番号 ()	_
者 その他の 連絡先 ^{郵便番号(-)} 電話番号 ()	
事業所名 事業者番号 事業者番号	
事業所名	
¹²	
入 施設名 施設種別 施設種別	
┃ · ┃ 所在地 ┃ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
入	
九 坦= 1 1	
他申 施設名1 申込 予定・済 (申込時期 年 月 施設名2 施設名2 申込 予定・済 (申込時期 年 月 月 申込 予定・済 (申込時期 年 月 月 日 申込 予定・済 (申込時期 年 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	頃)
他申 施設名1 申込 予定・済 (申込時期 年 月 か	頃)
の 況 施設名3 申込 予定 ・ 済 (申込時期 年 月	頃)

【説明確認及び同意書】

- ・入所申込から契約までの必要な手続き、入所順位決定方法、ならびに入所にあたっての注意事項について、施設から説明を受けました。
- ・申込書の内容に変化があった場合は、施設に連絡することについて同意します。
- ・入所可能の案内があったにもかかわらず、自己都合により入所を辞退した場合は、入所順位名簿から削除されることに同意します。
- ・入所制度の適正な運用のため、この申込書及びそれらから作成した資料等を行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- ・施設が居宅介護支援事業者へ入所申込者の状況について確認することに同意します。
- ・入所申込者が特例入所対象者である場合に、施設が介護保険の保険者である市町村へ特例入所の申込状況及び入所希望者の状況等について照会すること、また、当該市町村が担当の介護支援専門員等から入所申込者の状況等について確認することに同意します。

令和	年	月	日	氏名	印(続柄)
----	---	---	---	----	-------

	担当者名	職種	施設县	፟፟፟፟፟፟፟፟ •	相談員 •	ケアマネ・	その他()
施設 記入	受付番号	受付年月日			令和	年	月	日	
	備考								

調査票

受	付番号	受付年月日 令和 年 月 日	
	フリガナ	明治・大正・昭和 世別	男·女
F	氏 名	生年月日 年 月 日(歳) 早期入所	有·無
_	介護認足	申請(更新・変更)中・済 被保険者番号	•——
介護	要介護原		月 日
度	点 数	5 - 10 - 25 - 30 - 35 点数	
	^	1. 身寄りがなく、介護する者がいない	25
	該口当内	2. 介護する者がいない(□ 介護者が長期入院・入所□ 介護者が遠方に在住)	20
介	ゴ す る 該	3. 介護する者はいるが、十分な介護力がない。	15
護者	番当	(介護者が □ 要介護状態 □ 病気療養中 □ 障害がある)	10
者の	1 目	4. 介護する者はいるが、介護にあたる時間を十分に確保できない。 (介護者が 口要支援状態・高齢 口就労 口他にも介護 口育児している)	10
状	つ に チ	5. 介護する者はいるが、上記以外の理由で介護を行うことが困難である。	5
況	O ±	6. 1~5に該当しない(介護に欠ける状態ではない)。	0
	Ź	※ 備考	
	Ü	点数	
	<u>-</u>	1. 施設 □ 特養(□従来型 □ユニット型) □ 老健 □ 介護療養型 □ 養護	
現	該口当内	□ ケアハウス □ 認知症グループホーム □ 有料老人ホーム	10
在	すは	□ 救護・更生施設(保護施設) □ 障害者入所施設 □ 生活支援ハウス	
の	当する番号のは該当項	□ その他() □ 2. 病院 (病名: 入院: 令和 年 月から)	
住 居	号 月 1 目	2. 病院 (病名: 入院: 令和 年 月から) 	10
及 び	っに	3. 在宅 口 訪問介護 (口 週4回以上(20点) 口 週2~3回(10点) 口 週1回(0点))	20 • 10
介	にチ	□ 訪問入浴介護 (□ 週1回以上)	20
護	ッ	□ 訪問看護/訪問リハビリテーション(□週2回以上(20点) □週1回(10点))	20 • 10
サー	ク	□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20
ビ		□ 夜間対応型訪問介護 □ 通所介護/通所リハビリテーション(□週2回以上(20点) □週1回(10点))	20 20 • 10
スの		□ 認知症対応型通所介護	20
利		□ 短期入所生活介護/療養介護(最近3か月の利用日数合計 日)(20日以上20点)	20 - 10
利 用 状		□ 小規模多機能型居宅介護	20
況		□ 複合型サービス	20
		※ 備考	
7			
そ			
の			
他			
		次	
		人ホー/、サレうな(瀬戸内市品な町垣内1180番地)も併せて参望する 会計占数	

※せとうちへ情報を共有させていただきます。

地域密着型特別養護老人ホームせとうちの郷入所指針

平成27年 5月 1日制 定

1 目的

この指針は、「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(平成24年岡山県条例第63号)第10条第2項の規定又は各市町村の条例(指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等が定められているものをいう。)における同趣旨の規定に基づき、特別養護老人ホームせとうちの郷(以下「施設」という。)の入所に当たり、必要性が高い者の優先的な入所を行うため、入所に関する手続及び基準等を定めることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象者

入所の対象者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの認定を受けている者であって常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難なもの、及び要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして、特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が必要なものとする。

なお、特例入所が必要な者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の 困難さが頻繁に見られるもの
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎 通の困難さ等が頻繁に見られるもの
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困 難であるもの
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分であるもの

3 入所申込み及び受付

(1) 入所申込み

入所申込みは、入所希望者本人又は家族等(以下「申込者」という。)が、原則として入所を希望する施設を訪問し、施設職員から説明を受けた後に、次の書類を直接提出して行う。

ア 入所申込書(様式1号)

なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、申込者は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、現在の状況等を特例入所申込書に記載する。(様式1-2号)

イ 被保険者証の写し

(2) 入所申込書の受付

ア 施設は、入所申込書の受付に際し、原則として申込者と面接のうえ、入所希望 者本人の心身の状況等を確認する。

なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、施設は、やむを得ない事由により 居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、入所申込書の記載 等により、申込者に確認する。

イ 施設は、入所申込書を受け付けた場合には、速やかに入所申込書及び入所順位 評価基準(別表)を基に入所順位を付けた入所順位名簿を作成する。この場合に おいて、調査票の合計点数が同点の場合は、「要介護度」や「介護者の状況」等 を総合的に判断して、入所順位付けを行う。

(3) 状況の変更に伴う届出

申込者は、次に掲げる事項に変更を生じた場合には、施設に連絡する。

- ア 入所希望者本人の要介護度
- イ 介護者の状況
- ウ その他入所の必要性に大きく関係する状況

(4)特例入所に係る市町村への報告及び意見照会

施設は、入所希望者本人の介護保険の保険者である市町村(以下「保険者市町村」という。)に対して、特例入所に係る入所申込みがあったことの報告を行うとともに、当該入所希望者本人が特例入所の対象者に該当するかどうかの判断に当たっての意見(以下「意見」という。)を書面により求めることができる。なお、保険者市町村は、施設から意見を求められた場合又は必要と認める場合は、地域の居宅サービス、生活支援等の提供体制に係る状況及び当該入所希望者本人の担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度について聴取した結果等も踏まえ、施設に対して書面により意見を表明する。

(5) 入所検討委員会資料の作成

施設は、(2)の入所申込書又は(3)の届出を受け付けた場合には、次項に定める入所検討委員会の開催日の前日までに入所判定委員会用資料を作成する。

4 入所順位の決定

施設は、入所順位の決定に係る事務を公平に処理するため、合議制の入所検討 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1)委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等を委員 として、5人以上で構成する。 なお、委員には入所決定の公平性・中立性が保た れる第三者を加えることができる。

(2)委員会の開催

委員会は、施設長が招集し、原則として毎月、部署間会議後に開催する。但し、 対象者がいない場合は、中止とする。

(3) 委員会の所管事務

委員会は、申込書、調査票、保険者市町村の意見書等に基づいて入所の必要性について検討し、入所順位の決定を行い、入所順位名簿を作成する。

なお、特例入所に係る入所希望者本人の入所の必要性の検討に当たっては、必要 に応じて保険者市町村に対して、意見を求めることができる。

(4) 委員会の議事録

委員会は、開催ごとに議事録を作成し、5年間保存するとともに岡山県又は市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

(5) 説明責任

施設は、申込者から入所順位の決定等に関して説明を求められた場合には、その 内容について説明しなければならない。

(6) 守秘義務

委員は、業務上知り得た申込者に係る情報を漏らしてはならない。また、その 職を退いた後も同様とする。

5 入所者の決定

施設長は、入所順位名簿に基づき入所者の決定を行う。ただし、入所者の決定に当たっては、施設における利用者の生活全般の安定を図る上で、次の項目等を勘案して入所者の決定を調整する。

- (1)性別に応じた居室の状況
- (2) 認知症に対する施設の受入体制
- (3) 医療を必要とする場合における施設の受入体制

6 特別な事由による入所決定

次の場合には、施設長の判断により例外的に入所の決定ができる。ただし、この場合、入所決定後、最初に開催する委員会において、その経過を報告し、議事録に記載する。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所による場合
- (2) 入院中の入所者の再入所が早まった場合
- (3) 介護者による虐待、介護放棄若しくは介護者の急な入院・死亡等により、緊急的な入所の申出があり、その必要性が認められ委員会を招集する余裕のない場合
- (4) 在宅復帰、又は長期入院していた者からの入所申込みがあり、再入所が妥当 と認められる場合

7 入所辞退者の取扱い

施設から申込者に入所の案内を行った際、申込者の都合により入所の辞退があった場合には、入所順位名簿から削除する。ただし、入所申込継続の希望があれば入所順位名簿から除外し、入所保留者名簿(様式5号)に記載する。また、入院等やむを得ない事由による入所辞退の場合は、入所順位名簿上に入所順位を保留する。

8 申込者の調査等

施設は、入所順位名簿に記載されている者に、入所申込みの継続意思並びに申 込者及び介護者等の状況等について、年1回調査を行う。調査を行ったが連絡が ない等調査不能と判断される場合は、入所順位名簿から除外し、入所保留者名簿 に記載する。

9 入所保留者名簿の取扱い

- (1)入所保留者名簿に記載された者については、2年以内に再度入所希望の連絡があれば、入所順位名簿に復帰するものとする。
- (2)入所保留者名簿に記載後、2年間連絡がない場合は、入所保留者名簿から削除し、受付簿にその旨を記載する。なお、入所保留者名簿から削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて入所申込手続を行わなければならない。

10 指針の公表

この指針は、公表する。

11 指針の見直し

この指針について見直す必要が生じた場合は、随時見直すこととする。見直しは、岡山県介護老人福祉施設等入所指針に準ずる。

12 適正運用

- (1) 施設は、この指針に基づき入所の決定を適正に行わなければならない。
- (2) 施設は、この入所指針を掲出し、申込者に対し、この指針に定める入所決定の手続及び入所の必要性を評価する基準等について十分に説明を行い、 入所申込書、調査票等及びそれらから作成した名簿等を、岡山県又は市町村の求めに応じて、情報提供することについて同意を求める。
- (3) 施設は、岡山県又は市町村から求められた場合、委員会で作成した入所順位名簿等を提出するものとする。
- (4) 岡山県及び市町村は、施設に対しこの指針の適正な運用について、必要な助言を行う。

13 実施時期

この指針は、平成27年5月1日から適用する。

地域密着型特別養護老人ホームせとうちの郷「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

【令和7年10月1日現在】

当施設は介護保険の指定を受けています (岡山市指定 第 3390101859 号)

当施設はご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供 されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護 $3\sim5$ 」と認定された方が対象となります。

~目次~

1.	施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2.	ご入居施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3.	居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4.	職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・3
5.	当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・ 4
6.	施設を退居していただく場合 (契約の終了)・・・・・・ 10
7.	残置物引取人・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
8.	緊急時等における対応について・・・・・・・・13
9.	事故発生の防止及び発生時の対応について・・・・・・ 13
10.	身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合・13
11.	虐待防止のための措置に関する事項・・・・・・・ 14
12.	成年後見制度の活用支援・・・・・・・・・・ 1 4
13.	非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
14.	秘密保持について・・・・・・・・・・・・ 1 4
15.	個人情報利用目的について・・・・・・・・・ 1 5
16.	苦情の受付について・・・・・・・・・・・ 15

1. 施設経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人 藤 花 会

(2) 法人所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福中1180

(3) 電話番号 0869-22-2006

(4) 代表者名 理事長 藤田 琢二

(5) 創立年月 平成22年9月1日

2. ご入居施設

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成27年10月1日指定

岡山市 3390101859 号

(2) 施設の目的 介護保険法令による要介護者への施設サービス

(3) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム せとうちの郷

(4)施設の所在地 岡山県岡山市東区西大寺北966

(5) 電話番号 086-942-1220

(6) 施設長(管理者) 氏名 正富 剛

(7) 当施設の運営方針

当施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立した生活を営むことを支援するものとする。

当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(8) 開設年月 平成27年10月1日

(9)入居定員 29名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、ユニット型居室 (1人部屋)です。ただし、階や居室番号については、ご入居者の心身の状況や居室の空き 状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	29室	2階 9 部屋
(1人部屋)		3階 20 部屋
合 計	29室	
食堂	3室	
地域交流スペース	1室	
医務室	1室	
浴室	4室	一般浴室3室、特殊浴室1室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更:ご入居者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

<主な職員の配置状況>

職種	基準人員数	員数	職務内容
1. 施設長	1名	1名	施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他
			の管理を一元的に行う。
2. 介護職員	9名以上	9名以上	入居者の有する能力に応じ、自立した日常生活
			を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、
			食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。
3. 生活相談員	1名以上	1名	入居者またはその家族からの相談に応じ、入居
			者の自立支援を行う。
4. 看護職員	1名以上	1名以上	入居者の健康状態の把握と、医師の指示に基づ
			き看護業務を行う。
5. 機能訓練指導員	1名	1名	入居者の機能訓練を行う。
6. 介護支援専門員	1名以上	1名	施設サービス計画の作成等を行う。
7. 管理栄養士	1名	1名	食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄
			養指導等を行う。

8. 医師(非常勤)	1名	1名	入居者に対して、週1回往診し、健康管理及び
氏名 藤田 琢二			療養上の指導を行う。
所属:藤田病院			

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 介護保険給付の対象となるサービス
- (2) 介護保険給付の対象とならないサービス

があります。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス 以下のサービスについては、介護保険給付の対象となります。

<サービスの概要>

- ① 食事
- ・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体の状況、および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。
- ・入居者の自立の支援に配慮し、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、 その意思を尊重しつつ共同生活室で取ることを支援します。

(食事時間) 朝食 8:00~9:00

昼食 12:00~13:00 おやつ14:50~15:40 夕食 18:00~19:00

② 入浴

- ・適切な方法による入浴、又は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排泄
- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
- ・機能訓練指導員により、ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 健康管理
- ・ 医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥ その他の自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>

介護保険の一部負担金と食費、居住費を足したものが一日のサービス利用料金となります。

	サービス内容	単位	備考
介	ユニット型福祉施設 I 1	6 8 2	ユニット型個室で要介護 1
介護保険基本部分	ユニット型福祉施設 I 2	7 5 3	ユニット型個室で要介護 2
険基	ユニット型福祉施設 I 3	8 2 8	ユニット型個室で要介護3
本	ユニット型福祉施設 I 4	901	ユニット型個室で要介護4
分	ユニット型福祉施設 I 5	971	ユニット型個室で要介護5
	看護体制加算(I)	1 2	
体	看護体制加算 (Ⅱ)	2 3	
制	夜間職員配置加算	4 6	
加算部分	日常生活継続支援加算	4 6	
分	介護職員等処遇改善加算(I)	総単位数	
		$\times 14\%$	
状	科学的介護推進加算(Ⅱ)	5 0	入所者の心身等に係る基本的な情報を
況		/月	厚労省に提出し、その情報を活用して
況に応じて加算になる部分			いる場合
じて	自立支援促進加算	3 0 0	医師が関与の下、LIFEを活用し、
加		/月	自立支援のために必要な医学的評価を
昇 に			入所時や六月に一回、見直しを行い、
\$ 2 P			自立支援に係る支援計画等の策定等に
部			参加している場合
分	個別機能訓練加算(I)	1 2	機能訓練指導員が計画的に個別の機能
			訓練を実施している場合
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	2 0	個別機能訓練加算(I)を算定してい
		/月	る入所者について、個別機能訓練計画
			の内容等を厚労省に提出し、当該情報
			を活用している場合

生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100	機能訓練指導員が、医療施設の医師等
	/月	と身体状況等の評価および計画を作成
		し、三月に一回の評価を行い、計画に
		基づいて機能訓練を提供している場合
認知症専門ケア加算	3	認知症自立度Ⅲ以上の方が対象で、研
		修修了者を配置し、専門的な認知症ケ
		アの提供と会議を実施している場合
栄養マネジメント強化加算	11/目	他職種共同で栄養ケア計画を立て、食
		事の観察をし、早期の対応を行うこと。
		また当該情報を厚労省に提出している
		場合
排せつ支援加算(I)	1 0	排せつに介護を要する入所者に、要介
	/月	護状態の軽減の見込みについて六月に
		一回、評価を行い、厚労省に提出し活
		用している場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1 3	褥瘡の発生と関連リスクについて、入
	/月	所時や、三月に一回の評価を行い、厚
		労省に提出し活用している場合
安全対策体制加算	2 0	施設内に安全対策部門を設置し、組織的
	/入所時1回	に安全対策体制が整備されている場合
初期加算	3 0	入居日から30日以内の期間。30日
		以上の入院後の再入所も同様
口腔衛生管理加算	9 0	歯科医師等が、介護職員に対する口腔
	/月	衛生に係る技術的助言及び指導を月2
		回以上実施する場合
経口移行加算	28/日	経口摂取に移行するための栄養管理し
		ている場合 (経管栄養の方が対象)
経口維持加算	400/	著しい摂食機能障害を有し誤嚥が認め
	月	られるが経口摂取が維持できている場
		合 (特別な管理が必要な方が対象)
療養食加算	6/回	栄養ケア計画に基づき厚生労働省が定
		める療養食を提供した場合
外泊時費用加算	2 4 6	病院等に入院、居宅などに外泊した場
		合(1ヶ月6日を限度とし、月をまた
		ぐ場合は最長12日)

看取り加算		医師が一般的に認められている医学的
死亡目以前31日以上45日以下	7 2	知見に基づき、回復の見込みがないと
		診断した場合
看取り加算		医師が一般的に認められている医学的
死亡日以前4日~30日以下	$1\ 4\ 4$	知見に基づき、回復の見込みがないと
		診断した場合
死亡日以前2日又は3日	680	医師が一般的に認められている医学的
		知見に基づき、回復の見込みがないと
		診断した場合
死亡日	1, 280	医師が一般的に認められている医学的
		知見に基づき、回復の見込みがないと
		診断した場合

【備考】

■負担限度額が1~3段階の方は高額介護サービス費で介護保険 1 割負担分の一部払い戻しを受けることができます。

食費	食費 第1段階	300円	(居住費と食費の自己負担について)
	食費 第2段階	390円	入院、外泊時においてお部屋を確保している
	食費 第3段階①	650円	場合、居住費は徴収させていただきます。
	食費 第3段階②	1,360円	減額対象者(第1~3段階)の方は福祉施設
	食費 上記以外の方	1,600円	外泊時費用を算定している期間は減額が適用
			されますが、それ以降は減額が適用されず、
居住費	ユニット型居室 第1段階	880円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	> 		通常のご負担となります。
	ユニット型居室 第2段階	880円	
	ユニット型居室 第3段階	1,370円	
	ユニット型居室上記以外の方	3,000円	

☆ご入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用負担の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居の負担額 を変更します。 ☆ご入居者が、短期入院または外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料 金は以下のとおりです。

1. 外泊時費用加算	2 4 6 単位
2. 居住費	各段階に応じた負担額

☆施設を退居される日に係る居住費及び食費については、かかる費用を徴収させていただきます。(負担限度額認定証をお持ちの方は、各段階に応じた限度額をご負担いただきます。)

(2)介護保険の給付対象とならないサービス 以下のサービスは利用料金の全額がご入居者の負担になります。

<サービスの概要と利用料金>

① 医療費医療保険制度による自己負担分

② 予防接種料金利用する医療機関が定めた金額

- ③ 救急車で搬送した後、タクシーを利用した場合のタクシー料金 急変時、救急車で搬送し当施設のスタッフが付き添いをした場合、そのスタッフの帰 りのタクシー料金をご負担いただきます。
- ④ レクリエーションやクラブ活動費、新聞代 ご入居者の希望によりレクリエーションや書道、華道等各種クラブ活動に参加された 場合の材料費など。
- ⑤ 理美容代
- ⑥ 個人専用家電製品の電気代 電気代は1品目につき1日50円とします。ただし4品目を超える場合は、1日20 0円を上限とします。
- ⑦ テレビのレンタル テレビのレンタルを希望された場合、1日100円とし利用日数分料金を請求します。
- ⑧ 特別な食事の提供 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要とする費用。
- ⑨ 日用品および注入関連の物品 別紙1の物品は、施設でもご用意できます。
- ⑩ 貴重品の管理

ご入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の とおりです。

- ○保管管理者:施設長
- ○保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご入居者へ交付します。

① 契約書に定める所定の料金

ご入居者が、契約終了時も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実 に居室が明け渡された日までの期間に係る料金 (1日あたり)

要介護度	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護5
料金	介護保険基本部分の10割を負担していただきます。				

ご入居者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 10,000円

☆経済状況の著しい変化その他のやむ得ない事由がある場合、相当な額に変更することが あります。その場合事前に変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明しま す。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金および費用は1カ月ごとに計算し、毎月10日までに前月分のご請求をいたしますので、その月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

(1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)退所された場合も同様です。

ア. 下記指定口座への振り込みトマト銀行 西大寺支店 普通預金 1566532社会福祉法人 藤花会中国銀行 西大寺支店 普通預金 1841490

中国銀行 西大寺支店 晋通預金 1841490 社会福祉法人 藤花会

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:トマト銀行、三菱 UFJ ニコス集金代行サービス

(4) 入居中の医療の提供について

医療の必要とする場合は、ご入居者の希望により、以下の協力医療機関において診療や 入院治療を受けることができます。

ただし、以下の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。 また、以下の医療機関での診療、入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	藤田病院
所在地	岡山県岡山市東区西大寺上3丁目8-63
電話番号	086-943-6555
診療科	内科、外科、泌尿科、脳外科、整形外科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	中里歯科医院
所在地	岡山市東区西大寺中野本町1-30
電話番号	086-942-7818

6. 施設を退居していただく場合(契約の終了)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような 事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に 該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入居者に退居していただくこと になります。

- ① 要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむ得ない事由により閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能なった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご入居者から退居の申し出があった場合(詳細は(1)をご参照ください)
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は(2)をご参照ください)

(1) ご入居者から退居の申し出があった場合(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。 その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし 以下の場合には、即時に契約を解約・解除し施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入居者の身体・財物・信用等を 傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約書を継続しがたい重大な事情が認められる 場合
- ⑥ 他の入居者がご入居者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
 - (2) 事業者から退居の申し出を行った場合(契約解除) 以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。
- ① ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご入居者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた 催促にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご入居者が故意または重大な過失により、事業者又はサービス従事者、もしくは他の 利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによ って、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご入居者が連続して3カ月を超えて、病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、 もしくは入院した場合
- ⑤ ご入居者が介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ ご入居者及びご家族による、他の入居者や職員に対するハラスメント行為(身体的・精神的・言葉・性的・SNS 等によるものを含む)があった場合
- ●ご入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設入居中に医療関係への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1カ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後に再び施設を利用することができます。但し、入院期間中であっても 外泊時費用と居住費に係る自己負担額について所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3カ月以内に退院された場合には、退院 後再び施設を利用することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退 院した場合等、退院時にホームの受入れ準備が整っていない時には、併設されている短 期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は 上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

- 3カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
- この場合には、当施設に再び優先的に入居することができません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部及び居住費をご負担いただくものです。

なお、ご入居者が利用していた居室を短期入所生活介護(ショートステイ)に活用することに同意いただき、居室を短期入所生活介護に活用した場合には、居住費の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退居のための援助

ご入居者が当施設を退居する場合には、ご入居者の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご入居者に対して速やかに行います。

- ○適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- ○居宅介護支援事業所の紹介
- ○その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- ※ご入居者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

7. 残置物引取人

入居契約が終了した後、当施設に残されたご入居者の所持品(残置物)をご入居者自身 が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご入居者又は残置物引取人にご負担いただきま す

※入居契約締結時に残置物引取人が定められていない場合であっても、入居契約を締結 することは可能です。

8. 緊急時等における対応について

- (1) 施設は、サービス提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じ る。
- (2) 入居者に対するサービス提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該入居者 の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 入居者に対するサービス提供により、事故が発生した場合は、その事故の状況及び 事故に際してとった処置について記録する。
- (4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- (5) 入居者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を 速やかに行う。

9. 事故発生の防止及び発生時の対応について

- (1) 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ①事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指 針の整備
 - ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が 報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - ③事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に実施する。
- (2) 施設は、入居者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 施設は、入居者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償 を速やかに行うものとする。
 - ただし、施設の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

(4) 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

10.身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合

施設は、入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

11. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 施設は、入居者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待の防止に関する責任者の選定
 - ②職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 施設は、入居者の処遇に当たり、当該施設職員又は養護者(入居者の家族等高齢者 を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報するものとする。

12. 成年後見制度の活用支援

施設は、入居者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法 や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

13. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する具体的な計画を作成する。 併せて、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者 に周知する。
- (2) 非常災害に備え、少なくとも6カ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。 なお、避難訓練のうち1回は、夜間を想定した避難訓練を行うものとする。

14. 秘密保持について

本事業所の従業者は、業務上知り得た入居者又はご家族等に関する事項を正当な理由な く、第3者に漏洩しません。従業者であった者についても同様です。

ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合は、医療機関等に心身の情報を提供 します。

また、入居者が退居後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ文書にて同意を得ます。

15. 個人情報利用目的について

- (1) 入居者及びその家族等(法定後見人を含む)個人情報であって、サービス提供に必ず必要な利用目的
 - ○介護関係事業者の内部での利用に係る事例
 - ・当該事業者が介護サービスの入居者等に提供する介護サービス
 - 介護保険事務
 - ・介護サービス事業所の管理運営業務

「入退居等の管理」

「会計・経理」

「事故等の報告」

「当該入居者の介護サービス向上」

- ・費用の請求及び収受に関する業務
- ○他の事業者への情報提供を伴う事例
 - ・当該事業者が入居者等に提供するサービス

「当該入居者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護 支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会の回答」

「その他の業務委託」

「家族等への心身の状況説明」

• 介護保険事務

「保険事務の委託」

「審査支払機関へのレセプトの提出」

「審査支払機関又は保険者からの照会への回答」

- ・入居者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等
- (2) 上記以外の利用目的
 - ○介護関係事業所の内部での利用に係る事例

・介護関係事業者の管理運営業務 「介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料」 「介護保険等施設等において行われる学生の実習への協力」

16. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 吉川 大輔 (課長)

相澤 みゆき (介護課長) 電話 942-1220

- ○苦情解決責任者 正富 剛 (施設長) 電話 942-1220
- ○第3者委員 樋詰 紘一 (西大寺上之町・町内会長)
- ○受付時間毎週月曜日~金曜日 8:30~17:30※苦情受付ボックスを受付に設置しています。
- (2) 苦情解決の方法
- ①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。 尚、第3者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。 その際、第3者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

ア、第3者委員による苦情解決の確認

イ、第3者委員による解決案の調整、助言

ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

③都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業所で解決できない苦情は、岡山県社会福祉協議会(岡山市北区南方2丁目13-

1) に設置された運営適正化委員会及び下記機関に申し立てることができます。

(電話番号086-226-9400)

④行政機関その他苦情受付機関

岡山市役所 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1番18号
	KSB 会館 4 階
	電話番号 086-212-1014
	FAX 0 8 6 - 2 2 1 - 3 0 1 0
	受付時間 8:30~17:00
岡山市役所 介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁1番1号
	電話番号 086-803-1240
	FAX 086-225-5487
	受付時間 8:30~17:00
岡山県国民健康保険団体連合	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17-5
	電話番号 086-223-8811
	FAX 0 8 6 - 2 2 3 - 9 1 0 5
	受付時間 8:30~17:00
岡山県社会福祉協議会運営適正化委員会	所在地 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1
	電話番号 086-226-9400
	FAX 0 8 6 - 2 2 7 - 3 5 6 6
	受付時間 8:30~17:00

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明 を行いました。

指定介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホームせとうちの郷)

説明者職名 生活相談員 氏 名 印

私(入居者及び家族)は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

入 居 者 住 所

氏 名 印

(代 理 人)

家 族 住 所

氏 名 印

<重要事項説明書付属文書>

- 1. 施設の概要
- (1)建物の構造 鉄骨造 3階建
- (2) 建物の延べ床面積 2.111.80㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

「短期入所生活介護」 平成27年10月1日 定員10名

「小規模多機能ホーム」平成27年10月1日 定員29名

(4) 施設の周辺環境

JR 西大寺駅より 300mの場所で、西大寺地域の中心部にあり、近隣には母体の藤田病院・スーパー等地域密着型の施設として恵まれた環境にある。

2. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご入居者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入居者からの聴取、確認します。
- ③ ご入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご 入居者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご入居者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。 ただし、ご入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員はサービスを提供するにあたって知り得た ご入居者または家族に等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。 退職後も同様です。

ただし、ご入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者 の心身等の情報を提供します。

ただし、ご入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、 ご入居者の同意を得ます。 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画 (ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画 (ケアプラン)」の作成及びその変更は次のとおり行います。

- (ア) 当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)に施設サービス計画の原案作成 や、そのために必要な調査等の業務を担当させます。
- (イ) その担当者は施設サービス計画の原案について、ご入居及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- (ウ) 施設サービス計画は、6カ月(※要介護認定有効期間)に1回、もしくはご 契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、 変更のある場合には、ご入居者及びその他の家族等と協議して、施設サービ ス計画を変更します。
- (エ) 施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、 その内容を確認していただきます。

4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

特に制限はございません。ただし、危険物、ペットの持込はご遠慮願います。

(2) 面会

面会時間 10:00~16:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、食料品の持込みがある場合は職員までお声がけください。

(3) 外出、外泊

外出、外泊される場合は、事前にお申し出ください。

ただし、外泊については、1カ月に6日を限度とし、外泊期間中1日につき246円(介護保険から給付される費用の一部)ご負担いただきますが、入居者本人又は、ご家族のお申し出があれば1カ月6日以上の外泊も出来ます。

その場合日数超過分については、上記ご負担いただく必要はありません。

(4) 施設、設備の使用上の注意

○居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を壊したり、 汚したりした場合には、ご入居者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の 代価をお支払いいただく場合があります。

○ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる 場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

敷地内での喫煙はできません。

5. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご入居者に故意又は過失が認められる場合には、ご 入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責 任を減じる場合があります。

> 平成 27年10月1日制定 平成 28年4月1日改定 平成 28年12月1日改定 平成 29年4月1日改定 平成 30年4月1日改定 令和元年10月1日改定 令和 3年8月1日改定 令和 4年2月1日改定 令和 4年2月1日改定 令和 5年4月1日改定 令和 5年4月1日改定 令和 6年6月1日改定 令和 6年8月1日改定